

## 福井工業大学 教育・研究不正行為等対応委員会規程

（設置の目的）

第1条 本学教職員の教育・研究活動における倫理観を高め、不正行為等の発生を防止する。このため、学内外諸機関における不正行為等発生・対処事例の周知等により、教職員の不正行為等に対する防止意識の高揚を図る。

2 教授会の定める〔教員の教育・研究活動における倫理的基本指針〕に違反する事例の発生が疑義されるときは、学長の指示により、疑義の事実内容の調査と判断、対応策の提案等を行い、それらの結果を学長に答申する。

（定義）

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

研究者：学校法人金井学園職員就業規則及び学校法人金井学園有期雇用職員就業規則に基づき雇用されている者で、本学を本務とし、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

教員：学校法人金井学園職員就業規則及び学校法人金井学園有期雇用職員就業規則に基づき雇用されている者で、本学において教育・研究活動を行う全ての者をいう。

職員：学校法人金井学園職員就業規則及び学校法人金井学園有期雇用職員就業規則に基づき雇用されている者で、本学において教育・研究活動の事務を行う全ての者をいう。

不正行為：故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った行為

捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（委員会の設置）

第3条 本学に教育・研究不正行為等対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は以下の委員で構成し、委員長は副学長とする。

- （1）副学長
- （2）学長補佐
- （3）学務部長
- （4）事務局長
- （5）事務局次長
- （6）委員長の指名する教職員

3 委員は、本委員会に係る事項について守秘義務を有する。

4 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- （2）不正防止計画の策定に関すること。
- （3）不正防止計画の実施及び推進に関すること。
- （4）公的研究費の使用ルールの周知及び改善策を講ずること。

(5) 研究倫理教育を実施すること。

(6) 不正に関する本学内外からの通報（告発）により、不正行為に係る調査が必要と認められた場合に、調査をすること。

（不正行為の分類を以下に示す。）

ア 公的研究費に係る不正行為

イ 研究活動における特定不正行為（研究データの捏造、改ざん、盗用）

ウ 上記以外の教育・研究活動における不正行為

5 前項（6）の事由により委員会（不正行為の調査）を開催する場合に限り、委員の構成員は第2項の（1）副学長（委員長）と（2）の学長補佐（研究担当のみ）及び（4）の事務局長とする。

（通報窓口と通報内容の精査）

第4条 本学は、不正行為に関する本学内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を、福井工業大学公的研究費管理・監査規程第24条に規定する社会連携推進課とする。

2 前項の通報窓口において、通報内容が窓口と利害関係を持つ場合、窓口を委員会の委員長が別途指名するものとする。

3 社会連携推進課は、不正に係る通報があった場合、事務局長、委員会の委員長を通じて速やかに学長に報告するものとする。また、本学の教員に対し、学会等の科学コミュニティや報道等により不正行為の疑いが指摘されたときや不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る）ことを確認したときは、規程に準じ通報があった場合と同様の取扱いをするものとする。

4 学長は、通報の受け付けから30日以内にその内容を確認し、本調査の可否を判断する。その際、委員会に予備調査に当たらせることができる。予備調査では、告発内容の合理性、調査可能性などについて調査するものとする。なお、予備調査の実施に際し、通報者に調査協力を求める場合がある。

5 学長は、予備調査の結果、本調査の必要があると判断したときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、本調査を実施する。本調査の必要がないと判断したときは、その理由を付して通報者に通知するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び通報者の求めに応じ、その内容等を開示するものとする。

6 通報窓口について下記事項を本学ホームページに掲載し、広く公表するものとする。

本学ホームページ記載事項

担当窓口	社会連携推進課
場所	福井市学園 3-6-1
連絡先	社会連携推進課の TEL、FAX、E-mail
受付の方法	通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談で受け付けます。

（通報の取扱い）

第5条 通報窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。ただし匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

2 第3条第4項（6）に関する通報は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、

事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。  
（通報者・被通報者の取扱い）

第6条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、通報者に対し、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを行わない。

4 学長は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究費等の経費の使用停止、その他不利益な取扱いを行わない。

（委員会の運営）

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。ただし、第3条第4項（6）については、学長の指示により開催するものとする。

2 第3条第4項（6）による審議と答申については、正確性と迅速性の両者に十分配慮して取り組むものとし、審議方法と内容、答申の公開は、学長の指示に従うものとする。

3 第3条第4項（6）による審議内容は、「金井学園倫理委員会」に報告するものとする。

（本調査）

第8条 学長は、第4条第5項の本調査を命じた場合は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うこと並びに本調査委員会（以下「調査委員会」という。）委員の氏名・所属を通知する。これに対し、通報者及び被通報者は、通知された日から14日以内に異議申立てをすることができる。

2 本調査の委員の構成員は、第3条第5項にかかわらず通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない本学の教職員から学長が任命する。また、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない本学に属さない第三者の者（以下「外部委員」とする。）を複数名（調査委員会の半数以上が外部委員になること）参画させなければならない。なお、外部委員には、少なくとも弁護士、公認会計士等の専門家を一人以上含むものとする。

3 調査委員会の構成に対する異議申立てがあった場合、学長はその内容が妥当であると判断した時には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

4 調査委員会は、学長が本調査を命じてから30日以内に調査を開始するものとする。

5 調査委員会は、本調査の実施に際し、被通報者の意見聴取を行うものとする。

6 調査委員会は、本調査の実施に際し、関係者に必要な資料等の保全を要請することができる。

7 調査委員会は、本調査の実施に際し、通報者に調査協力を求める場合がある。

（調査中における一時的措置）

第9条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費等の経費の執行を停止することができる。

（認定）

第10条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に不正が行われたか否か及び不正が行われた場合はその不正の内容等の認定を行うとともに、委員会を通じ速やかに調査結果を学長に報告する。

2 前項により、不正行為が行われたか否かの認定を行う際には、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断しなければならない。

3 前々項により、不正行為が行われたと判断する場合には、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定しなければならない。また、特定不正行為の場合は、

それら以外に不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割も認定するものとする。

- 4 調査において、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない場合は不正行為と認定される。
- 5 不正が行われていないと認定したときは、調査委員会は併せて通報が悪意に基づくものであったか否かの認定を行う。
- 6 前項により、通報が悪意に基づくか否かの認定を行う際、調査委員会は通報者の意見聴取を行うものとする。

（調査結果の通知）

第11条 学長は前条により報告を受けた場合は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。

- 2 前項により、調査結果を通知する際、被通報者が本学以外の機関に所属している場合はその所属機関にも調査結果を通知するものとする。

（配分機関への報告）

第12条 学長は、当該本調査の実施に際し、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議しなければならない。

- 2 学長は、当該本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。また、配分機関又は文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関又は文部科学省に提出する。
- 3 学長は、当該本調査に関し、通報の受け付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。また、配分機関又は文部科学省から、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求められたときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、その旨に応じなければならない。

（不服申立て）

第13条 不正行為と認定された被通報者又は通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、第11条の通知を受けた日から14日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項により、被通報者から学長に不服の申し立てがあった場合、速やかに通報者、配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 3 前々項により、通報者から学長に不服の申し立てがあった際、被通報者及び通報者が本学以外に所属する場合は通報者が所属する機関、配分機関等及び文部科学省に速やかに報告しなければならない
- 4 学長は、第1項の不服申立てについて、その内容を確認し、調査委員会で予備再調査を行い、その結果再調査の必要があると判断したときは委員会を通じ調査委員会に再調査を命じる。
- 5 学長は、第1項の不服申立てについて、その趣旨が調査委員会の構成等の公正性に関わるものである場合には、当該調査委員会委員を交代させることができる。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね50日以内に第10条の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を委員会を通じ学長に報告する。
- 7 不服申立てに関する却下、再調査開始の決定、再調査の結果については、通報者及び被通報者、配分機関等及び文部科学省に報告する。なお、通報者もしくは被通報者が本学以外の機関に所属している場合は

その所属機関にもその旨を通知するものとする。

（調査結果の公表）

第14条 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、内容、本学が公表までに行った措置内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法等とする。

3 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属、調査結果を公表する。

4 前項において不正行為がなかったと認定した場合でも、調査事案が外部に漏れいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

（不正が行われたと認定された場合の措置）

第15条 学長は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被通知者に対し、直ちに当該研究費等の経費の使用中止を命ずることとし、本学職員就業規則等の学内規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

2 悪意に基づく通報等であることが判明した場合は、通知者に対し、本学職員就業規則の学内規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

3 前々項により不正行為と認定された事案が特定不正行為の場合、論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、論文等の取り下げ勧告を行うものとする。

（不正が行われなかったと認定された場合の措置）

第16条 学長は、本調査の結果、不正行為が行われなかったとの認定があった場合、調査に際して実施した研究費等の経費の支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

2 学長は、不正が行われなかったと認定された者については、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者等に対して周知するなど、名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずる。

（守秘義務）

第17条 不正への対応に携わる者は、通報の内容その他不正の調査に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

（外部調査機関への協力）

第18条 外部機関が調査する不正行為事案に、本学の教員が関与している、または、その疑いがある場合、委員会は関係者に必要な資料等の保全を要請するものとする。

（不正行為に関する相談）

第19条 本学は、不正行為に関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を社会連携推進課とする。

2 相談事由が窓口と利害関係を持つ場合、窓口を委員会の委員長が別途指名するものとする。

3 窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。

4 窓口は、告発の意思を明示しない相談について、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かの確認をするものとする。

5 窓口は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められている事案の場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被相談者に警告するものとする。

6 窓口は、相談内容や相談者の秘密を守るとともに、相談等についての内容等について相談者及び被相談者の意に反して関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

7 相談窓口について下記事項を本学ホームページに掲載し、広く公表するものとする。

本学ホームページ記載事項

担当窓口	社会連携推進課
場所	福井市学園 3-6-1
連絡先	社会連携推進課の TEL、FAX、E-mail
受付の方法	相談は、書面、電話、FAX、電子メール、面談で受け付けます。

(研究者への倫理教育)

第20条 委員会は、研究者を対象として、毎年度1回以上の研究倫理教育に関する研修を実施しなくてはならない。

2 本学に所属する研究者は、委員会が実施する研究倫理教育に関する研修を、毎年度受講しなければならない。

(研究データ保存)

第21条 研究者は、研究データを一定期間保存し、委員会や調査委員会からの求めなどに応じ開示できるように適切に保管・管理するものとする。

2 保存する研究データの対象や保存期間は別に定める。

(本委員会における責任と役割)

第22条 学長は、本委員会の目的である本学教職員の教育・研究活動における倫理観の向上や不正行為等の発生の防止への取り組み、不正行為の疑義事案等の調査と判断など(以下「本委員会目的」という。)に対する最終責任を負うものとする。

2 本委員会委員長(副学長)は、本委員会目的について大学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者とする。

3 社会連携推進課は、学内外からの不正行為に係る通報や情報提供および情報に関する相談を受け付け、事務局長、委員会の委員長を通じて速やかに学長に報告する。

4 社会連携推進課は、本委員会目的に関する事項について学内外からの相談を受け適正な教育研究遂行を支援する。

(事務)

第23条 この規程に関する事務は、社会連携推進課が行う。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年11月1日から改正施行する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から改正施行する。

附則

この規程は、平成20年11月1日から改正施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する（起案番号第307号）。

附則

この規程は、平成26年8月1日から改正施行する（起案番号第588号）。

附則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する（起案番号第1385号）。

附則

この規程は、平成27年10月1日から改正施行する（起案番号第961号）。

附則

この規程は、平成28年6月1日から改正施行する（起案番号第465号）。

附則

この規程は、平成29年3月1日から改正施行する（起案番号第1632号）。

附則

この規程は、平成30年8月1日から改正施行する（起案番号第798号）。

附則

この規程は、令和3年7月7日に改正施行し、令和3年4月1日から適用する（起案番号第R03-0526号）。